

**信用取引の規制措置銘柄規制の見直しに伴う
「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について**

令和2年6月17日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会は、公正な価格形成や投資者保護の観点から、信用取引の各種規制措置銘柄について、自主規制として勧誘自粛規制や各種規制措置に関する説明義務規制を置いている。

今般、現在の投資情報の入手環境を勘案し、円滑な取引環境の実現を図るために、(1) 勧誘自粛規制について、清算のために行われる反対売買を対象外とし、(2) 説明義務規制について、顧客が投資運用業者等である場合や当該規制について理解していると認められる顧客である場合を対象外とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

- 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
 - (1) 協会員が、勧誘を自粛しなければならない取引から信用取引の清算のために行われる反対売買を除くこととする。

(第12条第2項)
 - (2) 協会員が、顧客に第12条第3項に係る説明を行う必要がないものに、次に掲げる場合を追加する。
 - ① 顧客が金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者である場合
 - ② 顧客の取引が、①に規定する投資運用業を行う者が指図を行う口座において行われる場合
 - ③ 予め顧客自身より第12条第3項の説明が今後不要である旨の申出があり、かつ、信用取引を行おうとする銘柄には同条第2項各号に掲げる措置又は同条第3項各号に掲げる措置が採られていることがあることを当該顧客が十分に理解していると協会員が認める場合

(第12条第4項)
- 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
 - 協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を自粛させなければならない取引から信用取引の清算のために行われる反対売買を除くこととする。

(第8条第2項)

III. 施行の時期

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

- 本件に関するお問合せ先
日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 6 月 17 日

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(過当勧誘の防止等) 第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員は、金融商品取引所、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、<u>信用取引（当該信用取引の清算のために行われる反対売買を除く。）</u>の勧誘を自粛するものとする。</p> <p>1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所、認可会員又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄</p> <p>4 <u>前項の説明は、次の各号のいずれかに掲げる場合は要しないものとする。</u></p> | <p>(過当勧誘の防止等) 第 12 条 (省 略)</p> <p>2 協会員は、金融商品取引所、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <p>1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---------------------------|
| <p> <u>1 顧客が金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う者である場合</u> <u>2 顧客の取引が、前号に規定する投資運用業を行う者が指図を行う口座において行われる場合</u> <u>3 あらかじめ顧客自身より前項の説明が今後不要である旨の申出があり、かつ、信用取引を行おうとする銘柄には第 2 項各号に掲げる措置又は前項各号に掲げる措置が採られることがあることを当該顧客が十分に理解していると協会員が認める場合</u> </p> <p>5・6 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。</p> | <p>4・5 (省 略)</p> |

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 6 月 17 日

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所 (以下「金融商品取引所」という。)、認可会員 (「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。) 又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社 (以下「証券金融会社」という。) により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、<u>金融商品仲介業者に信用取引 (当該信用取引の清算のために行われる反対売買を除く。) の勧誘を自粛させなければならない。</u></p> <p>1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。</p> | <p>(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘)</p> <p>第 8 条 (省 略)</p> <p>2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所 (以下「金融商品取引所」という。)、認可会員 (「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。) 又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社 (以下「証券金融会社」という。) により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p>3 (省 略)</p> |

自主規制規則の見直しに関する検討結果について

 2020年4月14日
 日本証券業協会

本協会では、2019年4月17日から5月16日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、同年7月16日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表した。
 上記検討計画についての検討結果は、次のとおりである。

| No. | 「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(2019年7月16日) | | 検討結果 |
|-----|--|--|--|
| | 提案事項 | 提案の概要 | |
| 1 | 照合通知書及び契約締結時交付書面の交付に係る念書へのなつ印の取扱いについて 【「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則】 | ○「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則」(以下、「寄託規則細則」)第2条第2号イ(1)において、照合通知書(口において、契約締結時交付書面につき準用される場合を含む)の交付方法について顧客から特に申出があった場合※、顧客から記名なつ印(個人顧客の場合は、署名なつ印)した会員所定の念書を徴求することとされているが、個人顧客の場合には、署名のみとし、なつ印を不要としてはいかか。 【提案理由】 協会の平成28年7月11日付通知「タブレット端末を利用した「電磁的方法による徴求等の方法」について」で示された考え方に従い、弊社では個人のお客様からタブレット端末を利用した口座開設申込書の受け入れ(以下「口座開設のデジタル化」と言う)を行っている。口座開設のデジタル化に伴い、お客様から口座開設に際して届出印のお届出をいただかない口座が増加しており、弊社では個人のお客様との取引や各種事務手続き等につき本人確認書類の受け入れ等により届出印以外の方法でご本 | ⇒ ○ 検討済 「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」において議論した結果、提案を受けて『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則を一部改正した。 |

※照合通知書及び契約締結時交付書面について、郵送でなく、顧客に直接に交付すること等を求める旨の申出をいう。

| No. | | 「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(2019年7月16日) | | 検討結果 |
|------|--|---|---|---|
| 提案事項 | | 提案の概要 | | |
| | | <p>人様確認する方法を設け、各種社内規則・マニュアル等についても届出印がない場合を想定した規定への変更を行っている。</p> <p>個人の場合、一般的に、印鑑がなくとも署名があれば本人がその書面を作成したと確認できると考えられることや、印鑑以外の方法でも本人確認を行うことは可能である。また、スマートフォンやタブレット端末の普及した現在では、金融機関との取引に印鑑を使わないお客様が増加していくことが見込まれることから、お客様の利便性向上のため「なつ印」の義務付けを細則上廃止してはいかがかと考える。</p> <p>また、協会のその他の規則で義務付けられた契約書や申込書等についても個人のお客様についてなつ印を義務付ける規定は見当たらず、また、取引所の受託契約準則において受入れが義務付けられる約諾書についても「署名又は記名押印」としてなつ印は義務付けられないことから、廃止することができるのではないかと考える。</p> | | |
| 2 | <p>勧誘自粛ルールの一部緩和</p> <p>【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</p> | <p>○ 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄に対する一律の信用取引の勧誘自粛を一部緩和し、新規建てについてのみ勧誘自粛としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>第12条は過当勧誘の防止等を目的としたものであるが、同条第2項における勧誘自粛は、株価等の乱高下や過熱感等から多くの貸株申込がなされた結果、証券金融会社から貸株申込制限、又は申込停止措置を行う銘柄の、これ以上の過熱感の抑止を目的としたものであると思料する。そのような場合において、過熱感を助長する新たな信用新規取引の勧誘を自粛することには賛成するものであるが、既に対象銘柄に建玉を持っている顧客に対し、当該銘柄の取引を手仕舞わせるための決済取引をも勧誘自粛とすることは、過当勧誘防止という規則目的にそぐわないため、こうした決済取引の勧誘は許容すべきであると考えます。</p> | ⇒ | <p>○ 検討済</p> <p>「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において議論した結果、提案を受けて「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正することとする。</p> |

| No. | | 「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(2019年7月16日) | | 検討結果 |
|-----|---|--|-------|--|
| | | 提案事項 | 提案の概要 | |
| 3 | 取引所又は証券金融会社による規制措置が採られている銘柄に係る説明義務を負う範囲の限定 【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】 | <p>○ 金融商品取引所又は証券金融会社による以下の1～4の規制措置が採られている銘柄に係る説明義務は、「新規建てを受託する場合」に限定してはどうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 3 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄 4 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄 <p>【提案理由】 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により上記の1～4の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。</p> <p>この説明は、信用取引を受託する場合と規定されていることから、新規建てを受託する場合に、上記の1～4の措置が行われている旨及びその内容を説明した後に、単価・数量等の変更をする際にも、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を改めて説明しなければならず、例えば、1つの注文の中で1日に5回の単価訂正をした場合には、新規建てする場合も含め計6回の措置が行われている旨及びその内容を顧客に説明している。しかし、この説明は何度も繰り返し行うことが顧客本位のためではなく、自主規制規則違反にならないための行為になっていると考えられる。</p> <p>また、現引き・現渡しは、受託する場合に該当しないことから、規制措置が行われている銘柄に係る説明義務は負わないが、返済は受託する場合に該当することから、措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。</p> <p>しかしながら、上記の1～4の措置が行われている銘柄を返済する場合に、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明したことにより、返済することが取り止めになるとは到底考えにくく、顧客の投資判断に影響を及ぼすものではない又は影響は限定的なものと考えられるため。</p> | ⇒ | <p>○ 検討済</p> <p>「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において議論した結果、投資運用業者等に対する説明義務を不要とする結論に至り、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正することとする。</p> |

| No. | 「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(2019年7月16日) | | 検討結果 |
|-----|--|---|---|
| | 提案事項 | 提案の概要 | |
| 4 | 信用取引の受託時における各種措置内容の説明義務に適用除外を設けることについて 【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】 | ○ 顧客から信用取引を受託する場合において、取引所または証券金融会社により制限措置等がとられた銘柄について、その措置等の内容を説明することが義務付けられているが、投資運用業者の注文については、当該説明義務の適用除外としていただきたい。 【提案理由】 投資運用業者の注文処理はSTP化による迅速化・効率化が図られており、信用取引についてもその例外ではないところ、本件説明義務の履行により注文処理上の追加的負担が双方に生じている（説明を行う負担及び説明を受ける負担）。投資運用業者は各種信用取引規制の内容について自ら情報収集する能力を有していることも併せて考えれば、本件説明義務は投資運用業者については適用除外とすることが適当と考える。 | ⇒ ○ 検討済 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において議論した結果、提案を受けて「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正することとする。 |

以上